## 申請者(購入者) 様

この証明書は、販売店等にて 設置日・場所が確認できる書類 を発行できない場合、または当 該書類の紛失時に使用するもの です。

販売店に作成を依頼してください。(依頼の際、本記入要領もあわせてお渡しください。)

購入者の氏名を 記入してください

## 記入要領

設置に関する証明書

販売店舗名

次山市省エネ家電買い替え促進事業補助金)

年月日

証明書の作成日を

記入してください

原則、会社印を 押してください

印

又は 設置業者 販売店のゴム印等を押してい ただいても問題ありません

様が、次のとおり設置したことを証明します。

## 販売店ご担当者 様

この証明書は、和歌山市で実施している「和歌山市省エネ家電買い替え促進事業補助金」において、 設置日・場所が確認できる書類を発行できない場合、または当該書類の紛失時に、補助対象機器が設置されたこと等を確認するための書類です。

購入者から依頼があった場合、本記入要領を参考 に、作成をお願いします。

ご不明点等ございましたら、和歌山市環境政策課 (TEL: 073-435-1114) までご連絡ください。

<b>プロンディショナー</b> (家庭用エアコン)				
電気冷蔵庫	(家庭用冷蔵庫)			
年	月日			

<追加工事費用><u>※本体の領収書以外で設置時に追加工事等の支払いがあった場合のみ記入く</u>ださい

-	_		
		支払額合計	円(税込)
内訳		対象製品の設置工事費・送料等	本体の
	内訳	家電リサイクル料・収集運搬料	設置時1
	その他対象とならない経費	<b>払があ</b> 下記の	

※対象となる費用

- ・対象製品の設置工事費(設置に必要な付属品の購入費用含む)
- ・対象製品の送料 ・古い製品の取外し費用
- ※対象とならない費用の例
  - ・家電リサイクル料 ・収集運搬料
  - ・販売店等の延長保証費用
  - ・設置に必要としない付属品の購入費用(床の傷つき防止材など)

本体の購入時とは別に、 設置時に追加工事等の支 払があった場合のみ、 下記の経費区分を参考に 値引き後の金額(税込)を 記入して下さい。